

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年7月1日から10年10月21日まで

私は平成2年4月から10年10月までA社に勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が7年7月に53万円から36万円に減額され、退職するまでずっと36万円となっている。

しかし、私が所持する「雇用保険被保険者離職票-2」には、退職直前7か月の賃金額がいずれも53万8,650円と記載されており、申立期間に給与の支払内容が変わった記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の標準報酬月額は、平成7年7月以降、53万円から36万円に減額された記録となっているところ、同社の事業主は、「当時、会社の経営状況の悪化について従業員に説明を行い、従業員の給与の減額を検討したこともあったが、申立人が強く反対した。このため、従業員の給与は下げない。」と供述していること、申立人が所持する「雇用保険被保険者離職票-2」により、申立人は、10年3月21日から同年10月20日まで、A社において月額53万8,650円の賃金の支払を受けていたことが確認でき、この金額から標準報酬月額53万円に対応する社会保険料等を控除した後の支給額は、申立人の9年3月以降の預金取引明細表から確認できるA社からの振込額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間も引き続いて標準報酬月額53万円に対応する賃金の支払を

受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年6月の社会保険事務所（当時）の記録等から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たことがうかがわれることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月21日から同年8月21日まで

私は、昭和43年3月にA社に入社し、平成21年5月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社の人事記録、同社の事業の一部承継会社であるC社からの回答及び申立人の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年8月21日にA社B支店から同社D出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和43年6月21日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申
立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和33年4月にB社に入社し、平成11年10月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録、及び同社からの回答等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が昭和35年5月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合及び保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月15日から同年12月1日まで
私の亡夫は、昭和36年6月から63年7月までA社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の人事記録等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和37年12月1日にA社B工場から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。